第2回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会

会議名称	第2回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定
	委員会
開催日時	令和2年10月13日(火) 午前10時00分から午後0時15分まで
開催場所	門真市保健福祉センター 4階 会議室1
出席者	(委員) 5人中5人出席
	萩原委員長、藤原副委員長、北岡委員、堀内委員、水野委員
	(事務局)
	市民文化部: 山次長
	生涯学習課:隈元課長、森井課長補佐、寺西課長補佐、藤井副参事
	柴田主査、岡係員、空本係員
案 件	1 第2次審査の方法などについて
	2 第2次審査(プレゼンテーション審査)
	3 審査結果報告
	4 総合評価

開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第でございます。

資料1「配席図」でございます。

資料2「第2回選定委員会予定表」でございます。

資料3「第2次審査評価基準表(案)」でございます。

資料4「第2次審査評価個表(案)」でございます。

資料5「第1次審査結果報告」でございます。

以上です。資料に不足はございませんでしょうか。

本日、委員5人中5人が出席されておりますので、この会議は成立していることをご報告いたします。それでは、この後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。

委員長よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、第2回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会を開会します。第2次審査の方法などについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第2次審査の方法などについて事務局よりご説明します。

資料2「第2回選定委員会予定表」をご覧ください。本日は、プレゼンテーション審査であ

る第2次審査を行っていただいた後、第1次審査と第2次審査を合わせた得点を参考に指 定管理者候補者を決定する総合評価を行っていただきます。

第2次審査は審査書類の提出順に、アクティオ株式会社、特定非営利活動法人トイボックス の順でプレゼンテーション審査を行います。

次に資料3「第2次審査評価基準表(案)」をご覧ください。

プレゼンテーション審査では、申請団体から施設事業計画に関するプレゼンテーションを 10 分以内で行っていただきます。その後、各委員から団体に対し定型質問を行っていただ き、その後プレゼン等を踏まえた自由質問を各委員から1問ずつお願いいたします。

配点につきましては表のとおりとし、採点は、資料 4 「第 2 次審査評価個表(案)」に記入することとし、第 1 次審査と同様、各評価項目を $A \cdot B \cdot C \cdot D \cdot E$ の 5 段階で評価することとします。また、各評価項目の得点は、それぞれ配点に $A=1 \cdot B=0.8 \cdot C=0.6 \cdot D=0.4 \cdot E=0.2$ を乗ずることにより算出することとします。一人当たりの得点は 100 点とし、一団体あたりの満点は委員 5 人の得点を合わせた 500 点といたします。

全ての団体のプレゼンテーション審査の後、意見交換の時間を25分間お取りします。その後、ご記入いただいた「第2次審査評価個表」を回収し、得点の集計を行うため、休憩をお取りいただきます。集計結果が出ましたら、第1次審査の得点と第2次審査の得点の合計を参考として、指定管理者の候補者を選定いただくための総合評価を行っていただきます。なお、第1次審査の得点は、資料5「第1次審査結果報告」のとおりです。以上の提案をご承認いただきましたら、記入用の「第2次審査評価個表」をお配りいたします。

また、本市では、団体の役員等に本市の市長または市議会議員が加わっていないか、団体の構成員に暴力団員または暴力団員との密接な関係を有する者はいないかという2点について事務局より審査の前に確認をさせていただきますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。以上で、第2次審査の方法などについての説明を終わります。

【委員長】

ただいま、事務局より第2次審査の方法などについて説明がありましたが、ご意見、ご質問 はございませんか。

(質問・意見なし)

【委員長】

それでは、これからプレゼンテーション審査に移らせていただきますので、申請団体を入室 させてください。

【事務局】

それでは審査の前に、2点確認をさせていただきます。貴団体の役員等に本市の市長または

市議会議員が加わっていませんでしょうか。

【アクティオ】

はい。

【事務局】

次に、貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいませんでしょうか。

【アクティオ】

はい。

【事務局】

それでは、これよりプレゼンテーション審査を始めます。はじめに10分以内でプレゼンテーションを行ってください。10分後にタイマーが鳴りましたら、ただちにプレゼンテーションを終了してください。その後、委員から質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。なお、審査で発言された内容は全て記録され、貴団体が指定管理者として施設の管理運営をしていただくにあたり遵守すべき事項となりますので、ご承知おきください。それでは、プレゼンテーションを始めてください。

アクティオ株式会社 プレゼンテーション

【委員長】

それでは、質疑応答に移ります。

【委員】

団体様が市民プラザと公民館に活かしていきたいというふうに思われる一番のポイントを お聞かせ願いたいと思います。それと公の施設の平等について、欠かすことができない視点 とは何と思っていらっしゃるか、この2点についてお願いいたします。

【アクティオ】

公の施設として欠かすことができない視点ですね。これは実際私ども今現在運営させていただいている中でやはり市民の皆様のご利用にあたって公平性平等性ですね。こちらを我々は4年半注意し、心がけて運営しています。それにあたっては所管課の皆様と協議してその都度何か問題があった際は対応させていただいております。なかなか実質的な平等は難しいと思うんですけれども、形式的な平等、これは欠かせないことだと思っておりますの

で、この点を注意して公の施設だとこのポイントは欠かせないことだと思っております。 最初にご質問いただきました点ですけれども。

【委員】

運営に活かしていきたいと思われる一番のポイントは何かと考えていらっしゃいますか。

【アクティオ】

まず公民館につきましては、現在サークル活動を自粛されている団体さんが非常に少なく くなってきているような状況ですので、そういったところで今回私ども提案させていただ いている事業、そういったものでもう一度活動を再開してみたいといようなそういったも のをぜひぜひ公民館でやっていきたいなと思っております。実際に団体様のうち、ご高齢の 団体様とお話しさせていただく機会がございまして、ずっと家に閉じこもってしまってい るので、出たときにものすごく疲れたというようなことをおっしゃっていることがありま したので、やはりこのままこの状況が続いてしまいますと、なかなか外に一歩出るというこ とがなくなってしまって、生涯学習の機会すらも触れることがなくなってしまうんじゃな いかと危惧しておりまして、そういったことは公民館だけではないかもしれないんですけ ど全体として、しっかりと皆さん前を向いて新しい生活様式を取り入れながら前向きに生 活していただけるような支援というのを実施していきたいと思っております。プラザに関 しましてなんですけれども、全体的にどうしても高齢者の方のご利用が多いかなというこ とで、プラザは特に青少年活動センターがございますので、小さなお子さんが例えば体育教 室に通ったときにお母さまが、待っていらっしゃるということがあると思うんですけれど も、そういった方にも、ちょっと待っている間に講座に参加していただけるような、ちょっ と工夫を行いまして、3世代が利用できるような施設づくりを目指していきたいと思いま す。

【委員】

ありがとうございました。

【委員長】

それでは私の方から、質問なんですけれども、継続的な利用者を増やしていくということは施設の魅力や認知度を高めないといけないかと思います。それについての具体的な方策、先ほど広報等触れられていたんですけれども、改めまして施設ごとの課題は何か、あるいは施設ごとの魅力を高めるための工夫として、具体的にどのようなことを考えておられるかと、簡潔にご説明いただけますでしょうか。

【アクティオ】

先ほどの質問の内容と非常に似ているんですけれども、公民館につきましては先ほど申し 上げましたように、どんどん利用者様が減ってきているという現状がありますので、そうい ったところも自主事業ですとか、いろいろな利用者様の声も聞きながら、実施させていきた いという思いと、あと施設の整備に関することなんですけれども、絨毯の部屋が1室ござい まして、私どもそこがなかなか臭いが取れないということで利用者様からもお声をいただ いておりまして、非常に努力といいますか、整備をさせていただいておりますものの、なか なか臭いが取れないということで、どうしてもそのお部屋を利用される方がちょっと懸念 されるといいますか、その活動を、ちょっとこの部屋ではやめておこうかなというようなき っかけに、もしかしたらなっているのかなと思いますので、次年度も私どもがさせていただ くということになりましたら、このあたりの整備ということも、もう少し行政の方と連携を 取りながら整えていきたいなというふうに思っております。プラザの課題なんですけれど も、こちらも3世代の利用をしていただけるような仕組み作りが必要だということもござ いますし、こちらも設備整備のことになってしまうんですけれども、どうしてもずっと使っ ている人にとってはすごく心地の良い施設になっていると思うんですけれども、使ったこ とがない、使う回数が少ない方にとっては、少しこう、ずっと使っている方だけの施設であ ると思われてしまいがちなのかなというふうに思っておりまして、現在ちょっと整理を進 めているような段階なんですけれども、今後も利用者様と十分にお話をさせていただきな がら、皆さんが平等に気持ちよく使っていただけるような施設づくりというものに努めて いきたいと思っております。

一点すみません。限られた時間の中で。いま公民館、市民プラザというお話があったんですけれども、我々の中で一つ大きな課題としては、今の文化会館の利用者の皆様に対してどういうアプローチをしていけるかというのは、いまやらせていただく中での大きな課題であります。こちらに関して、施設がなくなるから活動が止まるということになってしまうと、地域の成長であったりとか、みなさんの活動機会を失くしてしまいますので、これは絶対にあってはならないことだと思っております。もちろんプラザ、公民館2施設あるんですけれども、それ以外の施設も含めて、しっかりと活動を新たに。今考えておりますのは、説明会をさせていただくとか、逆に言うとそれは市民プラザで活動している方、公民館のサークルの方にもご理解いただけるような説明が必要であると。あるいは、こういう状況の中で、よりしっかりと皆さんの活動が活発になるように、そのへんも含めますと、やはり一定のルール化というのが必要になってくると思っております。以上です。

あと、今の話の中で具体的な方策としていま、文化会館を使っておられるサークルさんの中には、公民館、プラザなどに移られるサークル様もおられますので、心配されている中に、今、文化会館は収納等が、倉庫が多くございまして、そういったところ、お琴とか、あるいはイーゼルとかいろいろ大きな備品をサークル活動で使っている方がおられるんですけどね、そういったサークル様が移動された先で困らないようにプラザや公民館でもそういったものを収納できるスペースを設けるように今予定はしております。

【委員】

次は私から質問させていただきます。

ご提出いただきました様式第7号の管理業務の収支計画書の総括表におきまして、2.支出の項目の中に各業務の人件費等の具体的な項目がありますけども、それ以外に一般管理費という抽象的な項目が計上されております。この一般管理費の具体的な内容といいますか、具体的にどういった項目なのかということと、その一般管理費の金額をどのように算出されているのか、ただ単に、何かの何パーセントというわけではなくて、どのような内容で算定されたかを教えてください。

【アクティオ】

はい。基本的に財務の資料の方にもつけさせていただいているんですけれども、我々一般企業でございまして、施設運営している中で、もちろん私ども大阪支店から会社の方で経営していくという予算が必ず必要になってきます。いわゆる施設でかかわる経費とそれ以外の収入はないけれども、たくさん本社も含めて支店も含めて事務所の家賃であるとか私ども役員であったりとか、それが財務上全体の約売上の12パーセントから13パーセントというところです。もちろんそこを計上させていただいているんですけれども、ただ突発的にいろんな、今回のコロナもそうですけれども、計画していないようなことで経費がかさんでいくとかということももちろん出てくると思います。そのあたりをしっかりと利用者様にご迷惑がかからないような形で計上しつつ、民間企業でありますので必要な経費とか、やはりどうしてもかかってきますので、各施設、これは事業として計上させていただいております。我々はしっかりと透明性をもって監査に対応はしたいと思っておりますので、監査時の例えば帳票の報告とあわないということがないようにそこはきちんとさせていただいて、そこに関しては前回もそうですけれども、計上させていただいております。

【委員】

続いては私のほうから、働き改革における同一労働同一賃金のガイドラインとして、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針が告示されていますが、多様な雇用形態や働き方の職員が混在する施設において、御社の実施されているもしくは実施予定の具体的な取り組みを教えてください。

【アクティオ】

働き方改革の取り組みということでよろしいでしょうか。

【委員】

そうですね。できましたら不合理な待遇ですね。特に就業規則を見させていただいた中で、

やはりどうしても、職員さんと有期雇用されている方の中で待遇の差がでていると。その中でどんな対応をされているのかということがあるので、このあたりみさせてもらう中では改善が必要かなという部分はあったんですけれども、ただ取り組める順番があると思いますので、その中ですでにされているところ、公になっているとは思いますけれども、いますでに取り組んでおられるというところ、待遇差のここはこう変えていくんだというところがありましたらお願いします。

【アクティオ】

はい。就業規則等も今回付けさせていただいておりますけれども、時代に合わせた形で修正 させていただいております。先ほど申し上げました通り、我々としては長く働いていただく ために日々努力はしているんですけれども、その中でも定期雇用ということも当たり前で すけどさせていただきながら、その中で賃金改定だったりとかいうことも含めまして。あと、 キャリアのところで申し上げますと、施設で頑張っておられる方、意欲のある方に関しては、 積極的に次のステップという形で設けながら、それに合わせて条件みたいなものも見て、あ とまた、施設で働いている方、昨今、最低賃金というのがかなり上昇してきておりますので、 そういった部分も含めて、我々もコストを削減できる部分は削減しつつ、できる限りやはり 人件費と人に合わせていきたいと。今回も正直コロナの中で休館をしている。その中で私ど もは休業手当、法律で定められている休業手当しっかり全員にお支払いさせていただいて いる中で、なんとか雇用を止めない、我々で言うと財産になりますので。そこに関しては寄 り添いながら、いろんな生活環境がある中でそこも含めて寄り添いながら、じゃあ次のステ ップ、こういうことをしてみてはどうかということも含めまして、毎年、年に数回面談等も させていただきながら、そこに関しては対応させていただきますし、研修などもしながら資 格を取っていただく。その資格に対して手当を付けていくというような仕組みもさせてい ただいております。

【委員】

生涯学習の推進という観点、それとその地域社会課題解決という観点、これを進めていくというところが大事かと思うんですけれども、今、どのような地域社会の課題というものをいつまでにどれくらい解決できるのかというような、なかなか表現しにくいところはあると思うんですが、アウトプット、アウトカムとかいう考えがあるんですけれども。例えばセミナーを何回するとか、公募提案型事業企画会議を年3回開催するとか、これは資料に記載されておったんですが、それにより、どういう問題がどれくらい解決されるかみたいな表現でですね、もしご説明いただくことができたら教えていただきたいと思いまして。

【アクティオ】

そうですね。今のお話、私どもが提案しております事業がこれにあたるかと思いますが、実

際に運用してみないとどういった課題が市民のみなさまからあがってきて、それについて 私ども、あるいは協力していただける諸団体様ですね。そういった方々とともに、市民の 方々からあがってきた課題をどの程度まで、解決まで結び付けられるかというのは今の段 階では、私どもも予想がつかないところなんですが、それについては、こういう仕組み作り ですね。仕組み作りをしておりますので、これを4年間回転させていくことで、いくつかの 課題を解決できるとは私ども期待しているところなんですけれども、ただどの程度できる のかというところは、正直に今申し上げることはできないです。

【委員】

枠組みは作るけれども、それにより、どのぐらいの問題がどれぐらい、いつまでに解決されるのかはちょっと分からないという。

【アクティオ】

正直に申し上げますとそうですね。まず仕組みを作らないことには、今後そういった課題のあぶり出し、あるいはその課題に対する施策ですね。そういったものもなかなか考えられないことですので、実際やってみてどのくらい、我々も人的、予算的、時間的にも制約がありますので、具体的にどのくらいというところまでは、この場では申し上げることはできません。

【委員】

承知しました。ありがとうございます。

【アクティオ】

少し補足させていただいてもよろしいでしょうか。

【委員】

はいどうぞ。

【アクティオ】

ものすごく小さいことなんですが、これも利用者様のお声なんですが、活発に活動されている団体に入りたい、けれどもすごくやってらっしゃる方がものすごくお上手で、でも私は初心者なのでなかなか入れない。なのでやっぱり活動をやめておこうという方がたくさん潜んでいらっしゃるのではないかと私ども思っておりまして、そういったものをしっかりとこういった事業などで拾っていって、一歩踏み出したいと思っている、でもなかなか踏み出せないという方に対してやはりその機会を創出していって、無期限というふうになると少し難しい部分はあるんですけれども、私ども次の4年間で少し解決に導き出す方策という

のを見出していけたらと思っております。

【委員】

ありがとうございます。

【アクティオ】

あと少し付け加えさせていただいて。

【委員】

はいどうぞ。

【アクティオ】

この事業の中にも記載させていただいているんですけれども、この中で課題を皆さまに出していただいて、それについて、それを解決する事業のイメージですね。あと指標ですね。 指標を出していただくことを考えておりますので、完全な解決まで至るかどうか分かりませんけれども、その指標についてはクリアしていくことを我々としては前向きに取り組んでいきたいとは考えております。

【委員】

ありがとうございました。

【委員長】

では続けて質問をしていきたいと思います。かなり時間が押しておりますので、簡潔明瞭にお答えいただければと思います。ではお願いします。

【委員】

そうしましたら、今日のお話の中で出てきておりました、コロナの感染拡大を懸念して解散されたサークルさんがたくさんあるというようなご説明があったかと思いますけれども。 実数を教えていただきたいなと思いますけれども、数が分からなければ何パーセントぐらいとかそのへんお分かりでしたらちょっと教えていただきたいと思います。

【アクティオ】

正直なところ、利用者さんの利用の減少率と比例していると思っておりまして、何組ということは現時点では申し上げられませんが、少なからず5パーセントから10パーセントくらいは自粛されたり、縮小されたり、そしてまた解散されたりということが行われているとつかんでおります。

【委員】

はい、分かりました。

【委員長】

私から質問なんですけれども、先ほどの事業は提案書で言うとどちらに書いてありますか。

【アクティオ】

提案書でございますね。78ページから79ページに記載させていただいております。

【委員長】

地域課題解決を図るための具体的方策としてあげられているわけですね。

【アクティオ】

はい。生涯学習推進事業の提案としてですね。あと地域課題の解決にもこれは深く関わって 参ります。

【委員長】

両方関わっているということですね。はい。分かりました。

【委員】

先ほどとちょっと関連しますけれども、様式第7号の管理業務収支計画書の中に、1.収入の項目のところなんですけれども。この中には、自主事業、様式第6号に自主事業の提案がありますけれども、それはこの管理業務収支計画書の1.収入の中に入っているのでしょうか。

【アクティオ】

入っておりません。

【委員】

入っていないということであれば、2. 支出の中にもそれに対応するものは入っていないということでしょうか。

【アクティオ】

あくまでも独立財産で考えておりますので、そこに関しては収支ともに反映しておりません。

【委員】

一般的に自主事業されますと、どちらかと言いますと収入よりも支出のほうが多くなるか と思うんですけれども、その場合は赤字になるんですか。それとも先ほど一般管理費のお話 がありましたけれども、一般管理費の方で回すとかそういったことがあるんですか。

【アクティオ】

基本的には一般管理費も含めてこちらの経費の中では考えておりませんので、一般管理費から相殺するようなことも考えておりません。

【委員】

では、自主事業単独で言いますと赤字になる可能性もあるという感じですか。

【アクティオ】

もちろんでございます。

【委員】

それは御社の方で負担する形になるんですか。

【アクティオ】

はい。それで申しますと利用料なんかも呼び込みの段階、想定段階ですので、利用料が下が るとかというようなことももちろんございます。

【委員】

あと先ほどプレゼンテーション資料の4ページのところで、利用料収入が想定する利用料収入を上回った場合は、上回った金額を年度末に精算するとありますが、これは門真市に返されるということですか。

【アクティオ】

はい。左様でございます。

【委員】

先ほどと関連するんですけれども、研修とかサポートされているということでしたけど、 働かれている稼働時間で差があるんですか。どんな立場の方もそれぞれ同等の研修受けて、 同等のサポートも受けれるということで解釈してよろしいですか。

【アクティオ】

はい。大丈夫です。

【委員】

御社はたくさんの経験を持たれているところが強みでいらっしゃるかと思いますが、たく さんいろんな施設を管理される中で、門真市のいろんな施設、もう4年半管理されていると 思いますが、その何か特徴、いろんな施設を見る中での門真市の施設の特徴、あるいは課題 そこからくるポイント、管理運営のポイントみたいなものをお聞かせいただければと思い ます。

【アクティオ】

はい。冒頭で申し上げたように130施設以上見させていただいております。その中で私ども の役割は自治体様によって違いまして、引っ張って行ってくれというところもありました ら、支えてほしい、いずれは地域主体でやっていくといういろんなことをお持ちの中で、そ れに沿っていく形で運営をさせていただいております。門真市に関しましても、目指すとこ ろは地域主体となって、市民の方の実力値をあげたいというふうに私どもは考えておりま すので、どちらかと言うと前を進むよりも、時には後ろから支える、なにかきっかけを作る。 先ほどのプラットフォームに関しましても、基本的には皆さんの研究を尊重しながら進め ていく中で、我々はほかの施設でこういうこともしてますといったアイディアみたいなも のは渡していきたいなと思っております。いろんなコロナの状況も含める中で、先ほどもご 質問いただきましたけれども、まずしっかりとみなさんに施設を知っていただく、まず興味 をもっていただく、そのためには楽しんで来ていただいている方の意見をしっかりと聞く というのがこの数年見させていただいている中で、こういうふうにやりがいがあったりと か楽しみがあるみたいな。じゃあ来ていただけない方はどうなんだろうということも含め て、そこのきっかけづくり。その中でできるだけ環境を整えていく。その結果、可能な限り 主体的にやりながら、地域の実力値を上げながら、結局人それぞれが活動を大きくしていく のかなと思っておりますので、より多くの方に門真の良さ、さっきレンコンみたいな話がで ましたけれども、そういったものもきっかけで新しく参加していただく方もいらっしゃい ますし、スポーツで新しく参加する方もいらっしゃるかと思いますけれども、参加するだけ ではなくてそこから考えてほしいなという、一緒に考えていただきたい。どうすれば成長し ていくのかというところも我々だけではなくて、いろんな団体様とも連携を取りながらや って参りたいと思っております。

【委員】

ありがとうございます。他都市においても、こういう事業とかは結構提案とかでてきている。

【アクティオ】

そうですね。いろんなプログラムを設けさせていただいております。

【委員長】

若干時間が残っておりますので、他に質問があれば。

【委員長】

私から一つ質問、先ほどの質問の追加みたいになるんですけれども。課題の一つに生涯学習活動経験者の増加とあげておられますが、これは微妙な言い回しだと思っているんですけれども。活動経験者の増加というのは具体的にどういうことを課題と考えておられるのでしょうか。

【アクティオ】

こちらですね、門真市の施策を拝見させていただいて抽出した課題なんですけれども、生涯 学習の活動を経験されている方が全体で22.8パーセントだということで、活動されていな い方の割合が74.3パーセントということで、やはりここを60パーセントにもっていくと いうような指標を出されているかと思いますので、そこを上げていくということで、すみま せん、表現がややこしかったんですけれども、活動経験者を全体の割合として少ないので、 増加させていくということが課題であるという。

【委員長】

ということは、新規の活動をする方を増やすということですね。

【アクティオ】

そうですね。

【委員長】

新規の方を増やす具体的な方策として考えておられるのが先ほどの広報とかということで しょうか。

【アクティオ】

そうですね。現在のホームページが例えば動画配信であったりというのが非常に少ないものになりますので、その辺をリニューアルいたしまして、若い人たちにもしっかりと見ていただける情報発信ツールに変化させていこうかなというふうに考えております。

【委員長】

そうなると、活動経験者という今まで活動しておられる方のサポート、今度文化会館が閉館

になるのでその方々はすでに経験されているわけですけれども、その方々にもサポートということで両面から活動経験者も含めてサポートが必要なのかなと。文化会館の閉館に際しては、先ほども触れていただいたように、サークル活動を継続してできるようなサポートをやられると。それをほかの館の利用者にも配慮しながら今後進めていかれるということでよろしいでしょうか。

【アクティオ】

はい。

【委員】

よろしいでしょうか。

【委員長】

はい、どうぞ。

【委員】

今現状、公民館であったり市民プラザの場合、年配の方と若い方の利用者でいうと若い方のほうが少ないということなんですかね。そのために、ホームページとかインスタグラムとかQRコードなど、年配の方ってたぶん使えない、ホームページって見れないと思うんですけれども、要は若い方があまり利用されていないので若い方の利用者を増やすために、インターネット系の広報が主になっているということでしょうか。

【アクティオ】

現状、紙媒体も含めてさせていただいている中で、やはり若い方の利用も実はあるんですけれども、参加というよりかは、勉強していただいているとかそういったスペースを利用いただいているとか市民プラザとしてはあります。かなり大きな施設でありますので、そういったきっかけの中でひとつまた新しい教養であったりとかを繋いでいかないと、やはり高齢化になっていく中でどこかでピタッと利用が止まってしまうのがやってはならないことだと思っておりますので、若い方、どうしても関心がまた違う方向にいってしまうとは思うんですけれども、そこの良さを引き出して、継続的に利用していただくみたいなところをやっていけたらなと。大学の活動としてまた戻ってきたりとか、そういったことができればなと。その中で、一定提案としてはそういった方向で書いているんですけれども。私も委託の中で集客施設なんかもさせていただいている中で、いろんな仕掛けみたいなのもさせていただいている中で、今回一つの提案ということです。もちろん紙であったりとか、実際アプローチの仕方というのは世代に合わせてしていきたいというふうに思っております。

【委員長】

時間が迫っているんですけれども、どうしてもということがなければこれで終了させていただきたいと思います。

【委員長】

ありがとうございました。それでは、これで審査を終了します。審査結果につきましては、 11月下旬頃、郵送にて通知させていただきます。

アクティオ株式会社 退場

【委員長】

それでは次の団体を入室の準備をお願いいたします。

トイボックス入場

【事務局】

それでは審査の前に、2点確認をさせていただきます。貴団体の役員等に本市の市長または 市議会議員が加わっていませんでしょうか。

【トイボックス】

はい。

【事務局】

次に、貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいませんでしょうか。

【トイボックス】

はい。

【事務局】

それでは、これよりプレゼンテーション審査を始めます。はじめに10分以内でプレゼンテーションを行ってください。10分後にタイマーが鳴りましたら、ただちにプレゼンテーションを終了してください。その後、委員から質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。なお、審査で発言された内容は全て記録され、貴団体が指定管理者として施設の管理運営をしていただくにあたり遵守すべき事項となりますので、ご承知おきください。それでは、プレゼンテーションを始めてください。

トイボックス プレゼンテーション

【委員長】

それでは、質疑応答に移ります。

【委員】

プレゼンテーションありがとうございました。

市民プラザと公民館の運営に関して、貴団体様が一番活かしていきたいというポイントをまずお聞かせいただきたい。それから、もう一点は公の施設の平等な利用について欠かすことができない視点とは何ですか。以上お願いいたします。

【トイボックス】

はい。1点目なんですけれども、管理の面に関しては今回プレゼンテーションで省略してお ります。それはなぜかというと、あちこち指定管理をやっている団体というのは基本的な管 理、設備の管理であったり受付を普通にやることは十分できるからだと私思っておりまし て、当然我々もできるんだと思っております。じゃあ施設を運営するうえでの大きなポイン トということに関しては、公民館、プラザのそもそもの目的は何なのか。何をするための施 設で地域の人はそこで何をしたがっているのか。それから、地域の人たちは求めてないけど、 門真市全体が活性化する、持続するためには何をしていくべきなのというコンセプトをち ゃんと打ち出すことだと思っています。先ほどの、市民プラザでいうと生涯学習の機能が、 いろんな年代の方が、それから青少年に関して重点的にやるという施設はここしかない。そ の特徴をちゃんと活かす。それから、公民館はそもそも社会教育法に規定されている施設で すけれども、生活がすごく変わってきていると思っています。働き方であったり。先日足立 区の区議さんがいろんな発言をされてメディアに取り上げられていますけれども、文化的 背景が年配の方と若い方と大きく異なってしまいます。そのギャップを丁寧に調整する。お 互いの相互理解を深めあう拠点として意味合いが公民館にあるのだと思っています。それ が、新しい生活文化を学ぶ、発信するに込めている意味でございます。それがあって初めて まちづくりがある。私もワークショップなどをけっこうやらせていただくんですけれども、 世代間の前提が違うのでかみ合わないということがあるので、賛成はしなくてもいいので お互いに文化背景を知りあう経験をすべき施設だなと公民館に関しては思っております。 そういう役割分担をちゃんとしたうえで、だけれども、ルミエールホールでやっている講演 のチラシは当然ほかの施設でも置くし、例えばインターネットで中継してもいいしという ことのベースで公共施設、お散歩している人がトイレを使えるよというレベルからの公共 施設としての役割を果たしながら専門性をちゃんと持っておく。それがとても大きなポイ ントだというふうに思っています。もう一つの平等利用の確保に関してなんですけれども、

何ページだったかここに書いてあったんですけれども。一番大事なことに関しては、ルールを守ることじゃないんですね。マニュアルを作ってその通りやることではない。それは大前提として、一般論としてやるんですけれども。その人の状況、利用者さんとか訪ねてこられた方の状況をよく見て、その方にとって最適な、例えばご案内方法。耳が過敏な発達障害のお子さんとかで、過敏な方に対して大きい声ではなくてゆっくりしゃべります。でも耳が遠い方には大きな声でしゃべらなきゃいけないといったようなことから、相手のことをちゃんと見てそれに対して対応するということが本当の平等な利用だというふうに思っております。

【委員長】

ページが 25 ページです。

【トイボックス】

ありがとうございます。そうですね。黒い太字で書かれているところですね。各種規定に基づいた運営を行い、さらに合理的配慮、もともと福祉系の言葉ではございますけれども。対応は条例等に基づくけれども、現場レベルでの対応に関しては一人ひとり差があるのは当然でしょ。相手が違うのだから。これが合理的配慮という形での返しだと思います。

【委員長】

続いて私のほうから、施設の効用を最大限に発揮するということが重要なことですけれど も、それぞれの市民プラザ、公民館の感じておられる課題、これは運営面も含めてですね。 施設の状況を見て課題をどう捉えておられるのか。また、施設の魅力を高める具体的な方策 がありましたらお願いいたします。

【トイボックス】

この各ページに分けて記載しているんですけれども、例えばスポーツに関しては今までのプラザでやっている体育館のプログラム楽しんでいますよという人は当然いらっしゃいますので、それはちゃんとキープします。キープしたうえでですね、例えばクライミングウォールがあったら楽しいんじゃないのとか、それをつくる場所はいくらでもあるでしょと。それから、エックススポーツと言われるような、スケボーであったりオリンピック種目になっていくようなものができるスペースをどうしてつくろうとしないのか。プラザの正面に駐車場がありますけれども、運営上クリアしなければならない課題は当然たくさんあります。騒音であったり、事故であったり。だけれども、それをつくっていっていいんじゃないか。もしくは、先週くらいに大阪市のほうでトライしてすごい反響を呼んでいますけれども、Eスポーツ、高校の部活にもどんどんできています。そういったことになぜチャレンジしないのか。それから、学び方に関して大きく変わっていて、コロナの時にすごい感じているのは、

日本人はやはりあまり考えないんだなと。不安感ばかり募って、メディアが言っていることインターネットが言っていること、それを自分たちで考えてどうするのと行動をとるということをしない方がわりと多くて、これはやはり日本の教育の弱いところのひとつかなと。なので、門真研究所というところでは、門真にかかるテーマに関してのアクティブラーニング。自分たちでテーマ設定して、今の時代なのでネットで講師の先生を探して、予算は指定管理者が出してこの先生だったらいくらまで出せるか私らが交渉してくるからといったことをやっていきたいという形です。そういう意味ではプラザの方ではとても特徴が出しやすいです。公民館に関しては、やはり条例や国の法律もありという中でですね、一定の枠の中でやる。ただ、先ほどのご質問の答えのような公民館の活動の中でできることをやっていきつつ、施設上の不満点、例えばまわりのグリーンのスペースがたくさんあるのでもったいないとか。うちには園芸の専門のスタッフ、バラの専門の職人も正職にいるんですけれども、市民に一緒にあそこでバラを育てたり、農業ができるんであればそこで育ててみんなで食べることができるんじゃないかというような、未活用な部分がたくさんあるんではないか。なので、フレッシュにチャレンジしていろんなことをしていきたいなと思っております。

【委員】

私の方から質問させていただきます。ご提出いただきました、様式第7号の管理業務収支計画書総括表において2.支出の項目に各年度人件費等の項目のほかに一般管理費という抽象的な項目が計上されております。この一般管理費の具体的な内容及び算定根拠、算定根拠につきましては、労務管理費等で4パーセントという書き方をされておりますけれども、その4パーセントというのを具体的にこういうことで使うので、この4パーセントにしましたというのがありましたら教えてください。

【トイボックス】

まずですね、一般管理費というのは前の方のページに私どもの組織の図、マトリックス型の組織の図がありまして、60 ページでございます。縦軸が地域ごとの事業部なんですね。横軸がグループということで専門家のグループがあります。それは例えばデザイナー、こういった絵も内部の人が書いているんですよ。デザイン制作グループというところで。それから先ほどの園芸のものもいたりとか、私は一応総務省のまちづくりアドバイザーとかをやらせていただいているので、そういった意味でファシリテーションであったりだとか。その横軸のグループの人件費、そういうものが動いたものの経費であったり、あとはよくある決算費用であったり。それからうちは出退勤システムが全部インターネット上のプログラムで動いているので一人当たり何百円というのがかかるんです。そういうのをまとめた金額なんですが、4パーセントと書いてありますけれども、実は全体の中でいろんな事業をやっていますので、それをがばっと割ったときの大体の分担金、門真の分でこれくらい分担してというのを決めております。ちょっとアバウトな話しになるんですが一般管理として計上さ

せていただいているという形になります。

【委員】

先ほど門真市の場合は4パーセントとおっしゃいましたけれども、場所によって違うということでしょうか。

【トイボックス】

はい。かなり違います。かなり違うと言いますのも、門真事業部はうちの中では事業費の比率がものすごく高いんです。半分以上門真なんです。ルミエールホールで年間事業費が2億4千万とかありますので、ということになったときにパーセンテージとしては低いんです。ほかの事業部、3千万とか5千万の事業部だとパーセンテージとして8パーセントとか10パーセントになっているところもあります。

【委員】

分かりました。

【委員】

続いては私のほうから、働き改革における同一労働同一賃金のガイドラインとして、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針が告示されていますが、多様な雇用形態や働き方の職員が混在する施設において、御社の実施されているもしくは実施予定の具体的な取り組みを教えてください。

【トイボックス】

そうですね。まず我々の組織においてですね、いろんなセクションがあります。企画系のセクション、コンサル業務的なものから受付業務でシフトで入らないといけない、何時から何時まで絶対いないといけないというような業務まであって、実は働き方も多種多様です。就労規則も事業部ごとにちょっとずつ違うものがあるという状況です。その中で先ほど正職員、非常勤と申し上げましたけれども、それ以外でですね、アドバイザー契約、フリーランスの方に契約上は業務委託なんですけれども、フリーランスの方が事業に関わっていただく。それは例えば行政書士さんが業務改善のセクションを持っているとか、ウェブデザイナーもいまアドバイザー契約なんですけれども、そういった方たちなんです。多様な方たちがコミットしていただいているというのと、あとは基本的なこと、定年がいま65歳、さらにその年齢も再雇用して居続けていただいているというのが実情ですし、男性も育休を取ります。イクメンプロジェクトをNPO業界でやろうよという話しがあって男性も育休を取得してますし、いろいろやってますね。働き方も時短勤務というのがあるので、例えば正職員だけど週4日勤務とか、6時間5日勤務とか、そこは選べる形、相談次第ライフスタイル

次第ということになっています。コロナの影響もあるんですけれども、例えばファウンドレイジングのセクションに関しては出勤がカウントされないんですね。変な話しなんですけれども。業務をしている、家でタイムカードを押せば出勤しても出勤しなくてもいいというような働き方のセクションがあります。それはもう制度だけでという形のなかで、一人ひとりのライフスタイルに合わせた働き方をなるべく実施はできるようにはしています。ただなかなかやはり100名くらいいますといっても、じゃあノンセクションがそんなに強いかというと一人二人でやっている状況ですので、スタッフの要望があって実例があって、それはやらなきゃなということで追いかけて対応している。わりと真摯にスタッフの要望に対応しているので、きっちりできているんじゃないかなと思っております。

【委員】

具体的に言えば、働かれる時間であったりとかノンセクションであったりとか、それぞれありますけれども、雇用時間によって受けれる研修の範囲が違うとか、休み方が違うとか処遇が若干違うとかそういうところの改善とかというのは、取り組まれているということはあるんでしょうか。

【トイボックス】

あります。例えば受付のスタッフというのは雇用計画上8時間の週5日が基本なんですけれども、シフトを8時間組んでしまったときに、8時間経ったときにお客様の電話がかかってきた、お客様対応中だったらどうするのという課題が発生するので、じゃあそういうようなお客様が多いセクションに関して、シフトをそもそも7時間45分経った時点でもう帰っていいよと。15分雇用契約よりも勤務時間が短いですけれども、それに関しては減給の対象にはならないといような形での雇用形態をとっていたりいろんな形があります。なかなか正直こども対応の現場だと、昼休みがなかなか取れなかったりすることもあるので現場現場で対応しています。NPOってやっぱりわりと夢をもってくる若い人がいるので、こういうことを言うとあれなんですが、黙っているとどんどん自分でサービス残業をしてしまう。やりたいことをやっているんだということで、楽しいからイベント準備でもやってしまうようなところがあって、逆にそれがちょっと大変ですね。指示がない残業は絶対ダメだよ認めないよ。それはタイムカードを押して勝手にやっているんですもダメだよと。こちら側が今の時代、経営者側が絶対に言われるから、残業するなら申請してオッケーをもらう。オッケーをもらえないならそこは事前に考えて調整、予算も上限があるのでやってくださいというところが実は今一番大変なところです。

【委員】

では続いて私から質問させていただきたいと思いますが、プレゼンテーションでは非常に 豊富なアイディアとかチャレンジ精神が伝わってきたと思っております。その中で、一方で 選定にあたっては行政とのコミュニケーションで言いますと、いつまでにどれくらい、どんな成果が出せるのかというような回答が必要になってくると思いますけれども、そこで生涯学習推進、それによって地域社会の課題を解決するというご提案されていますが、これはいつまでにどれくらい解決できるのかということを改めてご説明いただければと思います。

【トイボックス】

ありがとうございます。とてもありがたいご質問なんです。一方ですごく率直にお答えしますと、非常に地域の話はやってみないと分からないというのがあります。これは本音の部分でどんなプレイヤーがいるのか見えていますけれども、人と関わってやっていきますので予定通りにはいきません。ただ初年度にすべて手掛けていきます。書いてあることを初年度にスタートをさせます。我々は12年間門真でやらせていただいていることをもって、先ほど売り文句じゃないですけれど申し上げておりますので当然蓄積があります。初年度は近隣の状況を知るために時間がかかるとかいうことは申し上げません。すでにネットワークもありますので初年度にすべてをやる。みなさんと話しをしながら、早くできるものと重要なものの仕分けをして、その両方をすぐにやりたいです。ただ、それだけだとやっぱりこういった場では正確なお答えにはならないと思いますので、正直本音の部分ではいろんな状況に応じてコロナの中ですのでやれるかやれないか分かりませんが、4年間の最初の期の間にお認めいただける、指定管理者変わってよかったねと市の方と市民の方に思っていただける何か具体的な形は残します。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

それでは、時間も限られておりますので各委員からもう一問ずつお願いします。

【委員】

そうしましたら私のほうから。プレゼンの中でも公共施設の目的別の役割とかそういった お話しがありましたけれども、今現在指定管理をされているルミエールホールの文化芸術、 それから今日お話しのあった生涯学習、それから社会教育、これらの法制度上の違いみたい な堅い話しではなくて、貴団体が思われている違いとか役割の重なっているところ、分けた 方がいいところ何か考えがおありでしたら、そのあたりをお聞かせください。

【トイボックス】

文化芸術と生涯学習って何が違うのかとても難しいと思います。生涯学習自体が先生方によって定義がすごく違うことなので、生涯学習といったときに私が申し上げているのは、社

会教育と学校教育の違いのようではなくて、生まれてから死ぬまでの間人は学び続けて生き続けるんだよ。だから生活の一部として身近にあるものというのが文化芸術との大きな違いかなと。文化芸術に関しても、身近にあるんだけれども遠くにある文化芸術、憧れである文化芸術があると思うんですね。あそこに行きたいとか。生涯学習はそういう意味では非常に手の届きやすいところにあり、だれでも参加しやすい。文化芸術は消費者、鑑賞者としては生活しやすいけど、あるジャンルに関していえば憧れていてどこか遠い存在、そんな違いがあるのかなと思います。あとは生涯学習として市のブランディングとしてインパクトを残すのは、この絵のようにけっこうな仕掛けをしなければいけません。文化芸術に関しては良いコンテンツがあればブランディングはそんなに大変ではない。そんな違いがあるのかなと思います。

【委員長】

では、私のほうから。この計画概要書とそちらのプロジェクトと全体の構想みたいなものは 非常によく分かりました。今の掴んでおられる範囲で、この構想を阻む最大の要因は何だと 思いますか。もしできないとすれば、門真にあるこういう要因が非常に厳しいんじゃないか というのがもしあれば教えてください。

【トイボックス】

門真ではできると思います。それはなぜかと言うと、こういうことを申し上げてできない最大のじゃまは行政なんです。行政と首長が最大のじゃまです。普通の自治体さんは。別にこの場だからではなく普段から申し上げているんですけれども、今我々が7、8個の自治体さんとお付き合いしている中で、門真のスタッフの方というのはとても柔軟でお仕事させていただきやすいんですよ。ダメなことはもちろんダメと言われるけれども、最初の議論ができるのでその話しができる以上はできると思います。

【委員長】

分かりました。

【トイボックス】

市長さんはしばらく変わらないんだろうけれども、市役所のスタッフがある日突然人が変わったようになんでもダメダメと言われたらできないです。

【委員】

続いて私から、先ほどと同様に様式第7号の管理業務収支計画書の中で、1.収入の方なんですけれども、収入の方には事業収入というのがあります。事業収入の方の中身には指定事業と自主事業というふうに書かれております。この自主事業については施設事業計画書の50

ページから53ページに書かれていることをされると思うんですけれども、これに対応する2.支出の事業費の中に同じく指定事業と自主事業の費用が書かれています。金額を見ますと事業収入の方が小さく、事業費の方が大きく、これは自主事業されるともらえるものより出ていく方が大きいので当然費用の方が多くなっていると思うんですけれども、自主事業の事業収入は少ないとその分支出の方の事業費が減ると思うんですけれども、そのあたり、減れば当然支出は減るので、その場合、頂いた指定管理料は返されるとかそのようなことは考えておられますか。

【トイボックス】

指定管理料に関してはたしか精算はしないので、我々の益金になるという形になりますが、今までやってきた指定管理者、他市さんも含めて、我々益金が出た場合は何らかの形で市民還元に役立てていくという方法をとってきました。例えばですね、ピアノを一台増やそうとかそういうようなことを、市民の要望が強くて、ただ、優先順位は低いからお金できたらやるよといったような。文化祭の展示パネル足りないから、たくさん作ってよ、みんなのやつ重くて私たち年取ったから運べないからみたいなことがあったときに、そういう予算に回すとかそういう使い方をしたりします。でも、使っちゃいますけれども。

【委員】

余ればほかの門真市民のために役立つものに使うということですか。

【トイボックス】

そうですね。いろんなことをやったり、逆に収入が足りなくなるという恐れがコロナとかであったりします。そこは実はちょっと余裕を最初からみています。足りなくなったときのために。一般管理費の部分も予備費的な意味合いも含めております。それは門真の事業部全体、一つ一つの事業計画、収支計画だけではなくて事業部全体としてもバランスとるし、団体としても全体でもバランスをとりながら、それで何とか全体の経営の健全性を保っているという形です。

【委員】

はい、わかりました。

【委員】

労務関係というのは基本的には生きものですよね。既に対応されている思うんですけど、システム的に個別の問題が起きた場合、施設側の当事者間で解決しないとき、直接施設を通り越して問い合わせをするようなシステム的なものはあるんですか。

【トイボックス】

あります。わりとあります。わりとありますと言うのは、我々の組織は多様な人材、多様性のある社会をつくることと申し上げているので、一流企業のサラリーマンのようにできる人たちばかりじゃないんですね。言い方すみません気を付けなければいけないんですけれども。個性が強い人材もたくさんあるので、いろんなことが人事管理でおきます。Kintone (キントーン)で社内システムを作っているんですが、例えば現場の所属長飛び越えて私に直接メッセージが送られてきます。それから、労務関係、私がなにかあったときに別の者、労務の責任者。いろんなものに直接スタッフがつながれる仕組みというのがありますので、第一段階としてはそこで相談ですね。

【委員】

続いて私の方から。お話しを伺っていまして非常に知識を有していらっしゃって、組織面での管理のノウハウも持っていらっしゃると分かったんですが、やはり行政から見た時に、特定非営利活動法人という、一般的な会社の方が、大会社であれば運営がきっちりしているかなといった安心感があると思いますが、そこのところで、代表理事のビジョンとかノウハウが社員といいますか職員に共有されておって、きっちり施設なり事業なりをマネジメントできるという点について少しご説明いただければと思います。もし受託された場合、御社が受託されている仕事のなかでもけっこう大きな事業となると思いますのでそのあたりお聞かせください。

【トイボックス】

ありがとうございます。やはりNPOとしてのビジョンはあります。ただそれを全てのスタッフに行きわたっているかと言えばなかなか難しい部分もあります。努力はしていますが。例えば、今年の4月からルミエールホールの中に TSUMIKI COFFEE というレストランがオープンしました。TSUMIKI COFFEE スタッフというのはコックさん、シェフさんであったりとか、フロアのウエイトレスさんであったり、4月から勤めてくださったパートさんにトイボックスの理念が浸透しているのかと言われるとまだまだです。正直。ただ中核メンバーに関してはかなり細かな話し、それはオフィシャルな会議の場でも、ちょっとご飯食べに行こうとそういった中でいろんな話しをしています。門真の事業部に関しても、本日同席させていただたいているのは、館長と副館長ですが、こういった中核メンバーがいてくれるので、私が今だと週に1回、多くても2回くらいですね門真に行くのは。だけれどもいない間でもきちんと先ほどのような門真レンコンというNPOの理念を活かした事業、あれ私は全くノータッチなので知らない間にできていてすごいなと最近言っただけなんです。それができる体制ができていると思っています。

【委員長】

私のほうから追加で質問です。先ほど事業費のお話しがあったんですけれども、自主事業というのはあくまで独立採算制で運用されるものだと認識はしているんですけれども、指定管理料をそれに充てられるというようなことはないということでよろしいでしょうか。

【トイボックス】

ないです。収入の部で指定管理料、利用料金等とございまして指定管理料は充てられないけども、利用料金は充てられるという解釈をしております。それともう一つは益金を使えることができるのでこれはもう最後の収支報告書上の書き方なんですれども、自主事業の事業費が足りない時に、益金がでているので益金を回しますよということ、前年度のストックを回してやっているんですよということはルール上はありなんですね。なので今まではそういったことを行政の方と確認のうえで、今の施設でやらせていただいております。

【委員長】

事業収入と事業支出の差はそういう形で。

【トイボックス】

実務上はクリアできるということになっております。

【委員長】

分かりました。

ほか何かございますか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

【委員長】

それではこれでプレゼンテーション審査を終了させていただきます。審査結果につきましては、11月下旬頃、郵送にて通知させていただきます。お疲れ様でした。

【トイボックス】

ありがとうございました。

トイボックス退場

【委員長】

それでは、今から意見交換の時間を取りたいと思います。 それぞれの委員から感じられたこと、あるいはご意見あれば頂戴したと思います。

【委員】

今回、けっこうくっきり見えるような気がしまして、最初の企業様は大企業で安定的で施設マネジメントの経験が豊富で、ただ、門真市の特色を活かした生涯学習づくりという点ではアイディアは不足しているかなという印象を受けました。ほぼその逆が後者の企業様で、まさにアイディア豊富で、あとは施設管理などが特定非営利活動法人の中でできるのかという実施面での要素の不安はあるが、非常に際立った2社だったかなと感じたところです。

【委員】

感想的に言えば、最初にやられた会社のほうが、今までやってこられてることを実績として どうやっていくか、具体的にはこうやっていきたい、というようなところをおっしゃられて た。今もっておられる財産をどう活用するかみたいなものがある程度こう、計画に出ていた。 あと、後者の方で言うと、おっしゃってることはよくわかるんですよ。やりたいと。ただ、 具体的に落とし込むときにどうするのかと。ガイドラインはいいのだが、それを実行すると いうところまでもうちょっとご説明いただけたらなと。ちょっとそこで差があったなと思 います。

【委員】

私の方からは、前者の方ですと一般管理費の方が、総合計の大体 10 パーセントぐらいが一 般管理費で計上されていまして、中身がちょっとあまりわからないという感じ、本社か何か の方で 12 パーセントということだったんですけれども、たぶんそれに合わせて大体 10 パ ーセントぐらいだという感じて、なぜ 10 パーセントにしたのかということがあまりよく見 えなかったということで。後者につきましては、全体の約4パーセントということで比率が かなり違うと思います。4パーセントの中身が前者よりはこれらにこう使いますというの と、あとちょっと良かったなと思うのは、他の事業所とは8パーセントくらい、それは規模 が小さいものに対してはどうしても比率が高くなってくる。門真市の場合は億という単位 で、規模が大きいので比率が低くなるというのはある程度、4パーセントというのが何等か で算定されているなという印象がありました。10 パーセントのところは、ほかのところで 約 10 パーセントとか本社が 12 パーセントだからという、10 パーセントにした根拠が見え なかったのに対して、後者はパーセンテージも低いですし、4パーセントにしたというのが ある程度分かったという印象です。もう一つ気になったのが、最後、委員長が話されてまし たけれども、たぶん指定管理者の業務で自主事業にかかる経費は指定管理料を充てること はできないという意味で質問をされたと思うんですけれども。この管理業務収支計画書を 見る限りでは、費用の方の事業費の中に指定事業費と自主事業費と言う形で入っています

ので、事業費の費目のなかに自主事業費が入っていて、費用の合計になってそれを請求しているようになっているので、指定管理業務仕様書の自主事業にかかる経費は指定管理料に充ててはならないに抵触しているか微妙な感じだと思ったんです。もう一つ前者の方ですけれども、門真市に精算しますと言ってましたけれども、後半の方で返すことができないとおっしゃていましたけれども、ちょっと私そのへんの事実関係をよく知らないんですけれども、もし返すことができないというルールであれば、前者の方の精算してお金を返すというのがちょっとまたどうなのかなという点が気になりました。

【委員長】

北岡委員がおっしゃった点、その点はっきりさせておかないとダメだと思います。事業費の 方に指定管理料を充てていないというふうにはっきりおっしゃっていたので、じゃあなぜ その増えている分があったのかということは、それは今までの利益があったり、あるいは利 用料については自主事業に回すことができるのでそれをプラスしているという答えだった んですけれども、それで間違いないですかね。それは別に抵触しないのですね。

【事務局】

事業収入のところに、利用料金収入が実質上乗せされていくというような形になるかと思 うんですけれども、充てていないという旨の回答もありましたので、特に問題はないかと思 います。

【委員長】

二つ目の精算については、余ったお金を返すというのは指定管理料が余った場合に精算は できないということでしたか。

【事務局】

できなくはないと思います。協定の段階でそういった取り決めをしていれば、アクティオさんはプレゼンの中でそういったお約束をしておりましたので、協定を締結していく段階で、指定管理料が余った場合は精算しますというような取り決めをしていれば可能なのかなと思います。

【委員長】

それでは実質、決まった段階で市との協議の中で取り決めをしていくということですね。

【事務局】

そうですね。もしくは、あらかじめ見込みで指定管理料をその分協議で下げておいてとかい う可能性もあるかと思いますが、いずれにしても協議を経て決めていくことになるかと思 います。

【委員】

たぶんルミエールホールの指定管理をやっておられるので、ルミエールホールの中の契約では、精算行為はしないというふうになっているんです。なのでピアノとか市民還元にその益を役立ててくださいという決まりになっていると思います。ただ、いま備品とか還元するものがいまはなくて、何に還元するのかとなったときに、じゃあ来年の事業の自主事業で、その分市民に還元してくださいとかいうやり方をたしかやっていたかと思いますので、益を自主事業にまわして事業費に充てますというのはそういう意味でおっしゃったではないかと思います。

【委員長】

現状やっていることを、同じように調整できればということですね。

【委員】

はい。

【委員長】

そのへんは特に問題ないということです。

【委員】

私も指定管理料余ったものを返せというわけではなくて、返すことができるできないとい うのがあったので確認させていただきました。事業費の中に自主事業費も入っていますけ れども、これは結局入っていないということでしょうか。

【委員長】

そうですね。この指定管理料の収支としては入っていない。

【事務局】

収支上入っているというのは問題ないんです。収支計画書に含めること自体は指定がないので問題ありません。ただ自主事業の収支を指定管理料で差し引きしていた場合は実質指定管理料から赤字の分を充てているということになるのではいかというところでどうなのかというお話しだったと思いますが、さきほどのトイボックスさんのお話しで、利用料収入も含めて差し引きしている、指定管理料を自主事業の経費に充てていないということだったとので問題ないかなと思います。

【委員】

そうしましたら実際の運用面で見ていくということでしょうか。

【事務局】

今後、協定を締結していく段階で精査していくことにはなろうかと思います。

【委員長】

藤原副委員長がおっしゃたように、非常にはっきりした性格の違いみたいなのがでてきたなと思います。2つ目の団体は単なる指定管理運営だけではなくて、それを使って市全体に対してどういう影響を与えたいのかということをかなりおっしゃっていたなと。前半の団体はそのへんが弱かったなと。ここは門真市の施設運営の方向性としてどういうふうに捉えるのかというここが一番重要かなと思います。

【委員】

両社とも、均等待遇について質問したんですけども、ちょっと両方ともご理解されてないところがあって、具体的に言えば、賞与を払うんであれば、パートであっても正社員であっても一緒に払わないとだめだと。交通費であっても、2時間しか来ない人には交通費を払わないと。3時間以上しか払わないというような待遇はダメですよというのがはっきりひかれているんですけれども。公でやられる場合一番きっちりやらないと具合が悪いところだと思いますので、申し訳ないですけどここについては両社ともちょっと、まだまだ働き方改革という名称に引きずられてる節はあります。ただ、就業規則を見させていただいた限りで言えば、事業規模を見た時の規則には規定されてるので、特になにかが欠落しているというとこはないという風に思います。

【委員長】

ありがとうございました。他にご意見なければ、いま意見交換したことを踏まえていただいて、最後の点数を第二次審査評価個表に記入いただきたいと思います。それを記入していただく時間をとって、それを最後集計していただいて最後の審査ということにしたいと思います。

(審査用紙記入)

【委員長】

記入が終われましたら事務局の方で回収をお願いします。

(審査用紙回収)

【委員長】

では、集計結果が出るまで休憩とします。

(得点集計)

【委員長】

それでは委員会を再開します。まず、集計結果について事務局から報告をお願いします。

【事務局】

集計結果について報告します。集計結果は第1次審査と第2次審査を合わせた得点をご報告します。

第1位は、「特定非営利活動法人トイボックス」で1131点です。

第2位は、「アクティオ株式会社」で1097点です。

以上で、集計結果の報告を終わります。

【委員長】

ありがとうございます。ではこの結果を受けた総合評価に移ります。第1次書類審査及び第2次プレゼンテーション審査を通して、委員の皆さんから評価・選定に関してご意見を伺いたいと思います。藤原副委員長からお願いします。

【委員】

大変悩ましい判断だと思うんですが、指定管理者の制度上はやはり行政がやりにくいと言いますか、民間企業のノウハウを活用してより行政サービスを高めるという点では、今回一位の企業様が持たれていたようなビジョンであるとか取組が一定門真市の市民に何か還元できるところが多くあれば一度していただくということもありなのかなと思いました。

【委員】

とりあえずその、どちらの結果であっても、提案に対して行政が大きい提案を受けるのか、 それとも今あることを淡々とやってもらうのかというところになってくるとおもいます。

【委員】

収支管理計画からも比べましたら指定管理料はトイボックスさんの方が若干安いですし、 提案面についても熱心だったなということでしたのでこれでいいかなと思います。

【委員長】

ありがとうございます。それでは委員のみなさまからのご意見をまとめますと、総合評価の結果についてのご異議はないということだと思います。今後、市との間で十分協議してそれぞれが提案されていることをくみ取って、やっていただけるというように判断したいと思いますので、この総合評価の結果のとおり指定管理者候補者の順位を、第1位を特定非営利活動法人トイボックス、第2位をアクティオ株式会社と決定したいと思います。これによって、指定管理者候補者は特定非営利活動法人トイボックスとし、もし、この団体が指定管理者に指定するのに著しく不適当な事由が生じた場合は、2位のアクティオ株式会社を指定管理者の候補者としますがよろしいでしょうか。

- 異議なし-

【委員長】

それでは、以上のとおり、市長に答申を行うことと決定します。 最後に、今後のことについて事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、今後のことなどについてご説明させていただきます。

まず、指定管理者として決定されるまでの手続きについてご説明します。本日の総合評価により指定管理者候補者として選定された団体に対して選定または不選定の通知を郵送により発送するとともに、門真市議会令和2年第4回定例会に上程し、議決を求めます。この議決をもって候補者は指定管理者として決定されます。次に、会議録の公開について、第1回の選定委員会の時に申し上げましたとおり、本日から2週間を目途に第1回の会議録と併せて市ホームページや情報コーナに公開したいと考えております。

【委員長】

ただいま、事務局より今後のことなどについて説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(質問・意見なし)

以上をもちまして、第2回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者 選定委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

【事務局】

大変お忙しい中、貴重なお時間を割いていただき、門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザにふさわしい指定管理者候補者を選定いただきましたことを、事務局一同、心から御礼

申し上げます。誠にありがとうございました。